附則第二十三条の次に次の四条を加える。

第二十三条の二　平成二十七年度から平成三十八年度までの間、第八十四条の六第三項第一号に掲げる率は、同号の規定にかかわらず、実施機関ごとに、当該年度における保険料の各月の保険料率（第二号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十三条の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とし、第三号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十四条の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とし、第四号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十五条第一項の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とする。）を、当該各月に応じ、当該実施機関の組合員（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員）たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乗じて得た額の合計額（以下この項において「実施機関保険料相当額」という。）を、当該年度における保険料の各月分に応じ第八十一条第四項の表の下欄に定める保険料率を、当該各月に応じ、第一号厚生年金被保険者に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乗じて得た額の合計額に各実施機関ごとの実施機関保険料相当額の合計額を加えて得た額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率とする。

2　厚生労働大臣は、前条第二項第一号及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第二十三条の三　政府は、政府等に係る当該年度の厚生年金保険給付費等のそれぞれの額に対する当該政府等に係る当該年度の前年度における第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額若しくは実施機関の積立金額のそれぞれの比率のいずれかが現に一を下回つている場合又は財政の現況及び見通しの作成に当たり次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に当該比率のいずれかが一を下回ることが見込まれる場合には、同条の規定による拠出金の額の算定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

第二十三条の四　政府は、附則第二十三条の規定による特例について、附則第二十三条の二の規定の施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体の長の退職の取扱いに関する特例）

第二十三条の五　都道府県知事又は市町村長（特別区の区長（地方自治法第二百八十三条第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。）を含む。）である被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前後の第三号厚生年金被保険者期間は引き続いたものとみなす。

一　任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

二　退職の申立てを行つたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

附則第二十八条の二第一項中「被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に限る。次条第一項及び附則第二十八条の四第一項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「又は第二項」を削る。

附則第二十八条の四第三項中「第二項並びに第六十四条の三」を「第六十四条の二」に改める。

附則第二十九条第六項中「脱退一時金」を「厚生労働大臣による脱退一時金」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第九十条第三項及び第四項」を「第九十条第四項及び第五項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第九十条第二項各号に掲げる者による脱退一時金に関する処分に不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

附則第二十九条の二を附則第二十九条の三とし、附則第二十九条の次に次の一条を加える。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金の支給要件等）

第二十九条の二　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者に係るものとみなして前条第一項の規定を適用する。ただし、当該脱退一時金の額は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに、同条第三項及び第四項の規定の例により計算した額とする。この場合において、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三条第五項中「であつた者が老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第三十九条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第二条」を「・第二条」に、「第五十三条の八」に、

「第三節　長期給付
第一款　通則
第二款　退職
第三款　障害
第四款　遺族
第五款　離婚
第六款　被扶養者」

を「第三節　長期給付（第七十二条―第七十五条）
（第七十六条―第八十条の二）
共済年金及び障害一時金（第八十一条―第八十七条の七）
共済年金（第八十八条―第九十三条の四）
等をした場合における特例（第九十三条の五―第九十三条の十二）
養配偶者である期間についての特例（第九十三条の十三―第九十三条の十七）
付（第七十二条―第九十三条）」に改める。

第一条の二を削る。

第二条第三項中「第八十一条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に、「該当する」を「該当する程度の」に改める。

第三条第三項中「第七十二条第一項各号に掲げる」を「第七十二条第一項に規定する」に改め、同条第四項中「介護納付金」という。）の下に「、厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）」を加える。

第六条第一項第六号中「（第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。）」を削る。

第十三条の二中「（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）」を削り、「正当な理由がなく漏らして」を「漏らし、又は盗用して」に改める。

第二十一条第一項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第二項第一号中「業務（」の下に「厚生年金拠出金の納付及び厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金（以下この号において「厚生年金交付金」という。）の受入れ、」を加え、同号イ中「決定」を「裁定」に改め、同号ロ中「基礎年金拠出金の納付及び」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに」に、「を含む」を「その他の政令で定める費用をいう」に改め、同号ハ中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　厚生年金拠出金の納付及び厚生年金交付金の受入れ

第二十四条第一項第六号中「決定」を「裁定」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　削除

第二十四条第三項中「第一項第七号及び第八号」を「第一項第八号」に改める。

第三十五条の二の見出しを「（長期給付に充てるべき積立金の積立て）」に改め、同条第一項中「長期給付（」の下に「厚生年金拠出金及び」を加え、「及び」を「の納付並びに」に、「を含む」を「の拠出を含む」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条中「第十三条まで、第十四条から」を削り、「連合会」と」の下に「、第十三条の二中「組合の事務」とあるのは「連合会の役員若しくは連合会の事務」と、「従事していた」とあるのは「これらの者であつた」と」を加える。